

令和5年度 港湾技術開発制度 公募説明会における質問と回答

技術開発内容の一部を、第三者に再委託することは可能か。また、その再委託先は、公募への参加資格要件を満たし、申請時点で共同申請者になっている必要があるか。

(回答)

主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除いて、技術開発内容の一部を第三者に再委託することが可能です。その場合は、提出書において再委託する内容及び予算額を記載してください。また、当該再委託先については、委託契約の締結対象者とはならないため、本制度の参加資格要件（応募要領p.3、3.参加資格要件）を満たす必要はありません。

一方で、日本版バイ・ドール制度を活用した受託者への知的財産権の帰属については、国土交通省と委託契約を締結した者に限り適用されるため、国土交通省と委託契約を結んでいない再委託先は、本件委託研究開発において生じた知的財産権の帰属を受けることはできませんのでご注意ください。

2つの技術開発テーマに対応する案件を組み合わせ、1つの技術開発課題として提案することは可能か。

(回答)

2つの技術開発テーマに対応する案件があり、それらを組み合わせ、技術開発を実施する場合は、組み合わせた一連の技術開発全体として、最も関連度の高いテーマを1つ選択してください。

技術開発の実施期間中に、中間報告を実施する必要があるか。

(回答)

実施期間中の進め方については、委託契約を締結する際に、事業計画等を踏まえて個別に調整することになりますが、原則として、実施期間中の進捗状況については適宜ご報告いただくこととなります。なお、複数年度に渡る技術開発課題においても、毎年度、評価を実施し、その結果によって技術開発の継続の可否を判断いたします。

技術開発終了時に納品すべき成果物はどのようなものか。

(回答)

成果物としては、各年度もしくは技術開発全体の報告書を提出いただくこととなります。なお、委託業務の精算手続きとしては、成果物とは別に、委託経費の使用に関する実績報告書と証拠書類等を提出いただくこととなります。

以上